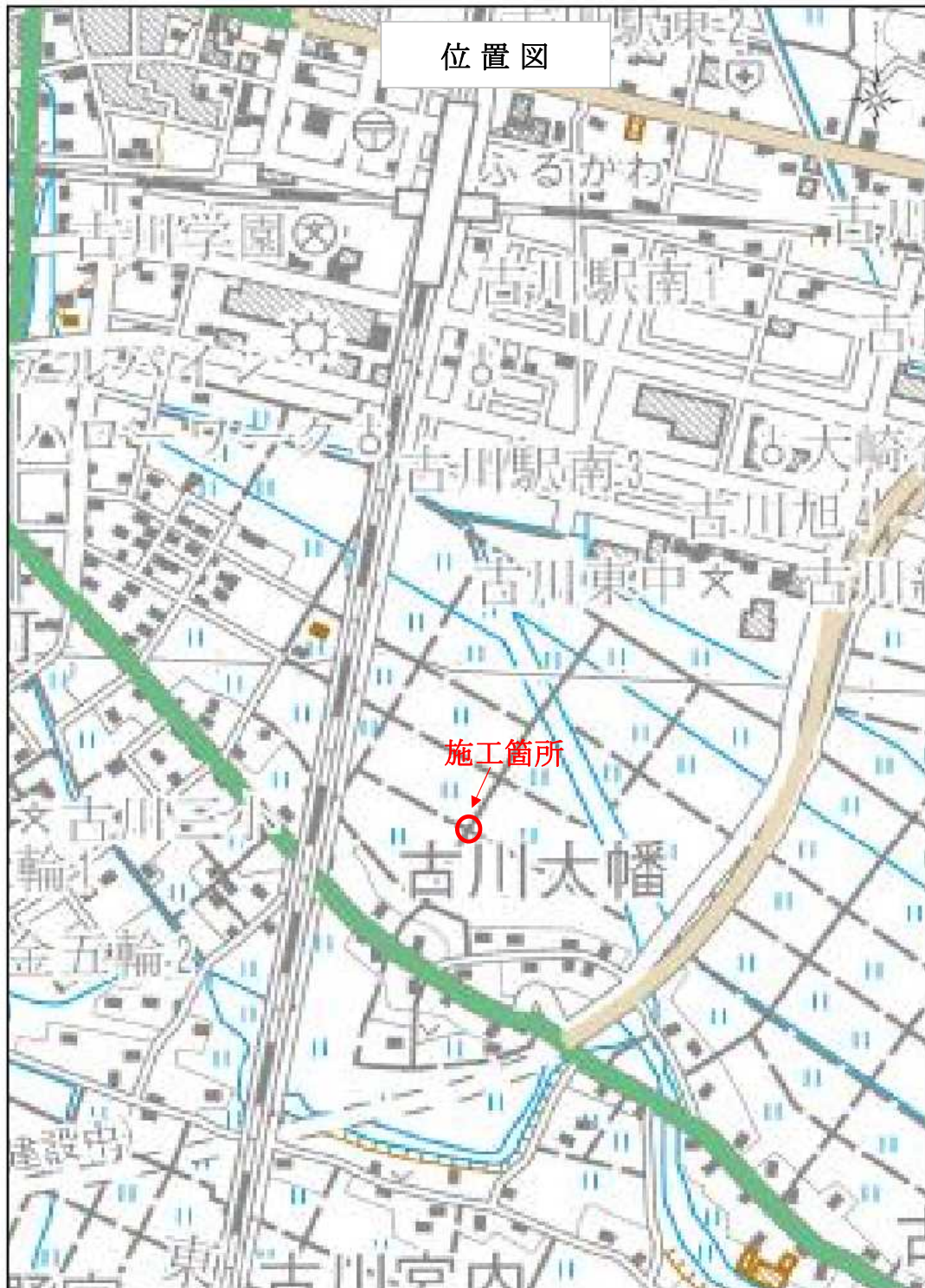


注 文 書

- 1 工 事 番 号 2 0 2 6 0 0 1 0 4 2
- 2 工 事 名 資管工 令和8年度公共下水道（古川）大幡地内管渠築造に伴う
マンホールポンプ設置工事
- 3 施 工 地 名 大崎市 古川地域 大幡地内
- 4 工 事 期 限 令和 9年3月19日
- 5 添 付 書 類
 (1) 特 記 仕 様 書
 (2) 参 考 明 細 書
 (3) 図 面
- 6 担 当 課 大崎市 上下水道部 下水道施設課

位置図



大崎市役所
北海道地図株式会社仙台支店

0 100 200 300 400 500 m
1:8838

測量法に基づき(国土院図表承認)R4.8.16 53-Q5MAP10297
95

[illegible]

2026001042 資管工

令和8年度 公共下水道（古川）大幡地内管渠築造に伴うマンホールポンプ
設置工事
【参考資料】

交通誘導警備員の配置人数について

工事期間中の交通管理に要する「交通誘導警備員」の数量については、交通誘導警備員が必要と想定される主な工種の「作業日当り標準作業量」から算定した作業日数を用いている。

○当該工事区間における配置人数

- ・工事区間の起点・終点に交通誘導警備員Bを配置する。
- ・参考配置人数： 12人
- ・昼夜別：昼間
- ・交代要員の有無：無

追記

- 1) 所轄警察署との交通協議により、交通誘導警備員の配置変更等があった場合には、別途協議のうえ設計変更することができる。
- 2) 施工数量に変更が生じた場合において、これと連動する交通誘導員の計上日数が変更となるときは、別途協議のうえ設計変更することが出来る。
- 3) 交通誘導警備員の定義は次のとおり
交通誘導警備員A：警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の誘導警備員
(大崎市では、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会受講者も認める)

公共下水道工事特記仕様書

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本仕様書は大崎市公共下水道工事に適用するもので、宮城県土木部編集の共通仕様書と共に当該工事の施工にあたり請負者が守らなければならない特記事項についての仕様であり、共通仕様書と重複する事項については本仕様書が優先するものとする。
- 第 2 条 本仕様書、設計図、設計書に明記されていないもので、本工事完成のために当然必要と認められるものは異議なく請負者の負担において実施しなければならない。
- 第 3 条 本工事の施工にあたり工事遂行上必要な一切の諸法規上の手続きは請負者の負担において行うこととする。
- 第 4 条 本工事の施工に先立ち施工計画書及び工程表を作成し、監督員の承認を得ること。
- 第 5 条 その他、本工事の施工にあたり疑義が生じた場合には速やかに監督員と協議すること。

第 2 章 地上工作物・地下埋設物の保護

- 第 6 条 請負者は本工事に先立ち、地下埋設物等の調査を十分に行うと共に必要に応じ、進んで試掘を行い埋設物の位置を確認すること。
- 第 7 条 施工にあたり地下埋設物・架空電線・地上工作物等の支障がでた場合は、速やかに監督員に届け出を行い、管理者と協議のうえ対処し、事故の未然防止に努めること。
- 第 8 条 掘削に伴い、地下埋設物により支障が生じる箇所においては原則として人力掘削で行うこと。
- 第 9 条 隣接工作物、地下埋設物及び用排水路等に対する補強はすべて請負者の負担で行うものとする。
- 第 10 条 請負者は工事中において、地上及び地下工作物・地下埋設物に損傷を与えた場合には直ちに各管理者に通報をする。また、監督員に連絡し直ちに復旧体制をとらなければならない。

第 3 章 安全管理

- 第 11 条 万一の各種事故に備え直ちに対応できるように工事着手前に対策を講じ、必要な機器類を常時用意して置かなければならない。また、工事中は安全管理者が見回り、事故の防止に努めなければならない。

第 4 章 施 工

- 第 12 条 ~~勾配は厳密さを要求されるので工事中は測量技術者を選任し、仮BM等は常に確認しなければならない。また、遺形は堅固に施し作業中に高低が狂うようなことがないようにしなければならない。~~
- 第 13 条 請負者は、埋戻しを施工するにあたり、締め固め度が 90%以上となるように十分に締固めなければならない。また、一層の仕上がり厚は、20cm 以下で埋戻さなければならない。
- 第 14 条 施工は原則として昼間施工とし、夜間には覆工を行い住民の通行には支障をきたさないようにすること。
- 第 15 条 本工事に関わる苦情や要望が付近住民からなされた場合には、直ちに善処するとともに監督員に連絡及び協議をしなければならない。
- 第 16 条 道路管理者・地下埋設物管理者・各工事パトロール等から指示・指摘を受けた場合には、直ちに指示・指摘事項に対応するとともに、併せて監督員に連絡しなければならない。
- 第 17 条 工事箇所は常に整理整頓を行わなければならない。

第 5 章 そ の 他

第 18 条 本工事に着手するにあたり、必要であれば警察署及び消防署等に道路使用許可申請、通行止めの協議をし、緊急・一般車両・歩行者等の交通に支障のないよう努めること。

第 19 条 本工事における下請負、資材調達は、大崎市内の企業を活用することを原則とする。また、工事着手後に発注者が指定した主要資材については、工事完了時に主要資材市内調達調書を提出すること

第 20 条 本工事は、~~週休 2 日工事【発注者指定型（現場閉所型）発注者指定型（交替制）】の対象である。~~

第 21 条 受注者は、対象期間の開始日から月毎に、休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。

第 22 条 当初積算時には、~~週休 2 日工事による経費の補正を行っていないが、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。~~

また、補正の見直しを実施する条件として、工事着手前に受発注者間で「4 週 8 休以上(月単位)」もしくは「完全週休 2 日(土日)」に取り組むか協議し、決定した条件を達成した場合は、設計変更時に達成した区分に応じた週休 2 日の補正係数に変更する。

第 23 条 本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、~~発注者に協議すること。~~

第 24 条 本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日の翌々月同日を基準日として設計単価の設計変更を行うことができる。

なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の設計単価とする。

第 6 章 暴力団等の排除について

第 25 条 この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

第 26 条 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

第 27 条 この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

資管工 令和 8 年度 公共下水道
(古川) 大幡地内管渠築造に伴うマンホールポンプ設置工事

機械・電気設備

特 記 仕 様 書

1 総 則

1-1. 適用範囲

本仕様書は、資管工 令和8年度 公共下水道（古川）大幡地内管渠築造に伴うマンホールポンプ設置工事に関する機械設備・電気設備工事に適用する。

1-2. 一般事項

1. 本仕様書に特に定めていない事項については監督員との打合せによるものとする。
2. 請負者は、工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。
 - (1) 労働基準法
 - (2) 労働安全衛生法
 - (3) 建設業法
 - (4) 公害対策基本法
 - (5) 水質汚濁防止法
 - (6) 大気汚染防止法
 - (7) 悪臭防止法
 - (8) 下水道法
 - (9) 電気事業法
 - (10) 道路交通法
 - (11) 騒音規制法
 - (12) その他関係法令、条例
3. 請負者は、工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。
 - (1) 日本工業規格（JIS）
 - (2) 日本電機工業会標準規格
 - (3) 建設業法
 - (4) その他関連の規格
4. 工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得た上で、請負者において迅速に処理するものとする。

1-3. 納品図書

1. 納品図書は、製作仕様書、外形図、構造図、据付図、電気結線図、及びその他の必要な図面より成り、各1部提出するものとする。
2. 納品図書に訂正があれば、その部分を明示した訂正納品図書を、前記要領で再提出するものとする。

1-4. 検査

製作工場においてポンプは JIS B 8301, JIS B 8302 に基づき, 組立完成後に性能試験を行い, 制御盤は耐圧試験, 動作試験を行うものとする。

現地において総合試運転を実施し, 正常な運転が行われていることを確認するものとする。

1-5. 材料保管

工事の竣工まで機器, 材料の保管の責任は請負者にあるものとする。

1-6. 保証期間

1. 機器の保証期間は規定による引渡しを受けた日から 1 箇年とする。
2. 保証期間内に明らかに請負者の設計, 製作, 施工の不備に起因する故障が生じた場合は、請負者の責任において直ちに修理または取替えをしなければならない。

1-7. その他

1. 本仕様書および材料集計表・機械設備図（参考図）・電気設備図（参考図）等の内容で定められていない仕様が確認された場合や, 内容に疑義が生じた場合は監督員と協議のうえ, 指示を受けるものとする。

2. 記載の仕様および機械設備図（参考図）・電気設備図（参考図）は標準品を示すものであるため, これと同等以上の品質, 性能, 規格を有する製品も可とする。ただし, その際は同等品確認書（証明資料）および図面等の書面を提出のうえ, 監督員より事前承諾を受けるものとする。

2 マンホールポンプ施設

1. 使用目的

流入する汚水を圧送するものである。

2. 仕 様

ポンプ設備および電気設備については、下記の仕様に基づくものとする。また、材料の詳細な規格については、別紙材料集計表および機械設備図（参考図）・電気設備図（参考図）も確認のうえ納品するものとする

マンホールポンプ施設仕様書									
ポンプ場名		古川大幡地区 1-2号幹線 1687-1マンホールポンプ場(仮称)							
	項 目	仕 様					備 考		
	最大流入汚水量		1.086	m ³ /min					
ポン プ 設 備	(1) ポンプ形式	改良型ノンクロック型 汚水用水中ポンプ					着脱装置付		
	(2) 口 径		100	mm					
	(3) 吐 出 水 量		1.086	m ³ /min					
	(4) 全 揚 程		8.9	m					
	(5) 出 力		3.7	KW					
	(6) 電 圧		200	V					
	(7) 周 波 数		50	Hz					
	(8) 台 数		2	台					
	(9) 付 属 品	別紙材料集計表のとおり							
	(10) 逆 止 弁	ボール式	口径	100	mm		2個		
	(11) 止 水 弁	ボール式	口径	100	mm		2個		
	(12) 槽 内 配 管		1	式					
電 気 設 備	(1) 制 御 盤 形 式	鋼板製屋外装柱形					非常通報装置含む		
	(2) 運 転 方 式	単独交互運転							
	(3) 引込開閉器盤形式	屋外壁掛形	1	面					
	(4) 水位計型式	投込圧力式	1	式					
		フロート式レベルスイッチ	1	個					
マ ン ホ ール	(1) マンホール 種 類		3	号人孔					
			内径	1500	mm				
	(2) ふ た 種 類(径)		φ	900-600	mm		親子蓋		
	(3) 人 孔 深 さ		5487	mm					

3. 保護装置

- (1) 異常温度上昇を検知するマイクロサーマルプロテクタを内蔵すること。
- (2) 水のモータ部侵入を検知する浸水検知器を設け、故障表示が可能な構造とすること。

4. 塗 装

鋳鉄部等，塗料による防食処理が必要な箇所は，エポキシ樹脂系塗料で膜厚 0.2mm 以上の塗装を施すものとする。

5. ポンプ付属品（1 台につき）

- | | |
|--|-----|
| (1) 水中ケーブル | 1 式 |
| (2) 吊り上げ用チェーン（SUS304） | 1 式 |
| (3) ポンプ着脱装置（FC200 以上、ガイドパイプ等要部 SUS304） | 1 式 |
| (4) 基礎ボルト、ナット（SUS304） | 1 式 |

6. 空気抜弁

(1) 概 要

本弁は，ポンプ吐出管に設け管内の空気を排出しポンプのエアロックを防止するためのものである。

(2) 仕 様

設 置 場 所	ポンプ吐出管
弁 体	SCS13
フ ロ ー ト	エボナイト
数 量	1 台

2-2. 逆止弁

1. 使用目的

ポンプ吐出側に設け、ポンプ停止時の逆流を防止するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	ボール式	
(2) 口 径	φ 100 mm	
(3) 使 用 水	汚水	
(4) フ ラ ン ジ 規 格	JIS 10K	

3. 構造概要

本弁は、水中ポンプの吐出側に取付け、停電その他によりポンプが急停止した場合、流水の逆流を防止するために設置するもので、作動確実にして耐久性を有するものとする。

4. 製作条件

- (1) 本弁はポンプ停止時の流水の逆流を防止するため、強い衝撃に耐え、堅ろうな構造とする。
- (2) 開閉動作は円滑に行えること。

2-3. 止水弁

1. 使用目的

主ポンプの吐出側に設け、止水を行うものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	ボール式	
(2) 口 径	φ 100 mm	
(3) 使 用 水	汚水	
(4) フ ラ ン ジ 規 格	JIS 10K	

3. 構造概要

本弁は、止水を行うために設置するもので、作動確実にして耐久性を有するものとする。

4. 製作条件

- (1) 本弁はボール式止水弁とする。
- (2) 開閉動作は円滑に行え、閉鎖時には漏水のない十分な機能を有すること。

2-4. 可とう管

1. 使用目的

ポンプ井出口と圧送管の間に取付け，不当沈下，温度変化等による圧送管の破損及び振動や騒音の発生を防ぐために設けるものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 設 置 場 所	地中埋設	
(2) 形 式	フランジ式	
(3) 寸 法	150A×500L	
(4) 偏 心 量	100 mm	

3. 製作条件

汚水の圧送管に設けるため衝撃に耐える堅牢な構造とし，腐食磨耗に耐えるよう肉厚等を十分に考慮すること。

4. 各部構造

天然・合成ゴム及び補強コード，補強リングの組合せにより，耐圧，偏心量，腐食磨耗を十分に考慮すること。

3 電 気 設 備

3-1. 盤共通事項

1. 制御盤概要

- (1) 盤の主要構造材料は、収納機器の重量、作動による衝撃などに十分耐える強度を有するものとする。
- (2) ドアには鍵を設ける。
- (3) 屋外形は防雨性を有し、雨水のたまらない構造とする。
- (4) 盤類の形状及び寸法は、設計図を参照し、納品図書において決定するものとする。
- (5) 自動通報・監視装置を設ける。(スタンド形は除く)
- (6) 停電時対応として自家発電機接続用端子を設ける。

2. 主 回 路

- (1) 主回路の電圧は交流 200V とする。
- (2) 主回路に用いる母線及び接続導体は銅を使用し、規定の条件のもとに定格電流及び定格短時間電流を流しても十分にこれに耐えるものとする。
絶縁電線を用いる場合は原則として 600V ビニル絶縁電線 IV (JIS C 3307)
または、電気機器用ビニル絶縁電線 KIV (JIS C 3316) を使用するか、または、同等品以上とする。

3. 制御回路

- (1) 制御電源は主回路より分岐する。
- (2) 制御回路に用いる電線は原則として 600V ビニル絶縁電線 IV (JIS C 3307) または、電気機器用ビニル絶縁電線 KIV (JIS C 3316) に規定されたもので、断面積が 1.25mm^2 以上を使用し、かつ可動部は、十分可とう性があるものとする。ただし、電流容量、電圧降下などに支障がなく保護協調がとれれば細い電線を使用してもよいものとする。
- (3) 電線被覆の色別は、JEM 1122 により下記の色別を行うものとする。

計器用変圧器二次回路	黄色
変 流 器 二 次 回 路	黄色
制 御 回 路	黄色
接 地 回 路	緑色
- (4) 盤内照明や自動通報装置等が 100V 仕様の場合は別途 100V 電源（定額電灯または従量電灯）を引込むものとする。

3-2. 制 御 盤

1. 数 量 1面
2. 形 式 屋外装柱形
3. 箱体材質 ステンレス鋼板製
4. 寸 法 設計図書を参照し、納品図書において決定するものとする。
5. 器 具 類
 - (1) 配線用遮断器 1 式
 - (2) 漏電遮断器 1 式
 - (3) 電磁接触器 1 個
 - (4) 3E リレーまたはサーマルリレー 1 組
 - (5) 進相コンデンサ 1 個
 - (6) 水位変換ユニット 1 式
 - (7) 交流電圧計 1 個
 - (8) 交流電流計 1 個
 - (9) 補助継電器 (プログラマブルコントロー等も含む) 1 式
 - (10) 運転時間計 1 個
 - (11) 表示灯 1 式
 - (12) タイマー 1 式
 - (13) ヒューズ 1 式
 - (14) 端子台及び内部配線 1 式
 - (15) 切替開閉器 1 式
 - (16) 操作開閉器 1 式
 - (17) 扉開閉ハンドル (鍵付) 1 式
 - (18) 監視装置 1 式
 - (19) 自家発電機接続用端子 1 式
 - (20) その他必要なもの 1 式

3-3. 引込開閉器盤

1. 数 量 1面
2. 形 式 屋外装柱形
3. 箱体材質 ステンレス鋼板製
4. 寸 法 設計図書を参照し、納品図書において決定するものとする。
5. 内蔵機器
 - (1) 配線用遮断器 1 式
 - (2) WHM 取付スペース 1 式

3-4. 水 位 計

1. 概 要

水位計の種類は、投込圧力式およびフロート式レベルスイッチとする。

3-5. 監視装置

1. 概 要

設備の異常発生時に、予め設定した通報先へ自動的に異常通報を行う。また、施設の稼働状況を監視し、ポンプ運転回数、槽内水位データの記録を行い、定期的に各種通信端末へ転送する装置である。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
取 付 場 所	制御盤内	
環 境 配 慮	鉛フリー化対応	
付 属 品	アンテナ、専用ケーブル	

3-6. ポンプ運転制御

1. 水位による自動運転

マンホール内の内水位が運転開始水位 かつ放流先の外水位が運転可能水位になると、ポンプ 1 台が自動始動し圧送する。その後、水位が停止水位 まで低下すると自動停止する。

2. ポンプの運転方法

運転方法はポンプ 2 台による交互運転運転とする。

3. 異常警報

異常発生時に自動通報・監視装置にて通報する。

警報項目（例）：ポンプ故障
水位計異常

4 据 付 工 事

4-1. 据付工事概要

1. 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任をもって施工しなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。
2. 機器の搬入、据付の際は、機器本体、構造物に対して損傷を与えることのないように注意すること。
3. 機器の据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

4-2. ポンプ設備工事

1. 機器の据付
 - (1) マンホール内のステップとマンホールのセンターを基準にし、正確に墨出しを行うこと。
 - (2) 着脱ベンドの施工は特に水平垂直レベルに留意し、据付後機器の性能に支障をきたすことのないように十分に注意し施工すること。
2. 配管工事
 - (1) 配管の接合は漏水がないように正確、確実に行うこと。
 - (2) 配管の固定は、堅ろうに取付けを行うこと。

4-3. 電気設備工事

1. 盤の据付
 - (1) 自立形（スタンド形、ポール形を含む）盤は水平に据付くように調整のうえ、アンカーボルトで基礎ベース上に堅ろうに固定すること。
 - (2) 装柱形及び壁掛形盤は所定の金具で柱及び壁に強固に取付けのこと。
2. 電線管工事
 - (1) 電線管は施工場所により、次の管を使用すること。
 - (A) 露出配管 金属製可とう電線管
ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管
 - (B) 地中配管 波付硬質合成樹脂管
 - (C) 接地線用 硬質ビニル電線管（露出、地中とも）
 - (2) 地中電線管部については、ケーブル埋設シートを敷設のこと。

3. 配線工事

(1) 配線は使用目的により次の電線またはケーブルを使用すること。

(A) 電源回路 600V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)

600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VVR)

(B) 制御回路 2 種 EP ゴム絶縁クロロプレンゴムキャブタイヤケーブル (2PNCT)

(C) 接地回路 600V ビニル絶縁電線 (IV) 緑色

(2) 端子への接続

各端子への接続は圧着端子で行うこと。

4. 接地工事

接地工事の接地極には、接地銅板または連結式接地棒を使用し、各種接地抵抗値の基準値内になるように施工すること。

5. 引込受電柱の建柱

低圧電力、定額電灯（または従量電灯）及び電話回線等は、引込受電柱に一括して引込むものとする。建柱位置はマンホール近傍とすることを原則とするが、建柱にあたっては監督員の指示によるものとする。なお、ポール形盤のときは、建柱は不要とする。

特記仕様書

令和8年8月1日以降公告案件から適用

施工条件明示書

工事番号	2026001042		工事名	資管工 令和8年度 公共下水道(古川)大幡地内管渠築造に伴うマンホールポンプ設置工事		事務所名	大崎市 上下水道部 下水道施設課				
項 目			条 件		内 容		施 工 方 法		備 考		
1 共通仕様書の適用			本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。								
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置											
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」			☐	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)							
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)			☐	契約工期初日以降、〇〇日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。							
(3) 上記以外			☒	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手							
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html											
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置											
			建設業法第26条第3項ただし書の規程(以下「専任特例」という。)の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、下記によるものとする。 1 専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合、適用要件について以下の出納局契約課ホームページを参照すること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html 2 本工事の主任技術者又は監理技術者が専任特例の適用を受ける場合、落札候補者となった際に確認事項兼誓約書を提出すること。 3 本工事において、専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORIINS)への登録を行うこと。								
4 積算基準及び設計単価の適用期日											
(1) 積算基準及び設計単価の適用について			☒ ある	☐ ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月(8月)の基準及び単価としている。						
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更			本工事は当初請負契約締結後において、契約日の翌々月同日を基準日として設計単価の設計変更を行うことができる。 変更契約を希望する場合は、基準日までに発注者に変更の協議を請求するものとする。								
5 工程関係											
(1) 関連工事による施工時期の調整			☒ ある	☐ ない	資管工 令和8年度 公共下水道(古川)大幡地内管渠築造工事と施工区間が重複するため、施工時期の調整が必須。		契約締結後、受注業者は速やかに工程表および施工計画書を作成のうえ、施工時期について監督職員と調整を図ること。				
(2) 施工時期による制限			☐ ある	☒ ない							
(3) 関係機関等との協議の未成立			☒ ある	☐ ない	所轄警察署への道路使用許可申請		契約締結後、受注業者は速やかに保安施設計画書を作成し、監督職員に提出すること。				
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加			☐ ある	☒ ない							
6 公害対策関係											
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限			☒ ある	☐ ない	重機等による振動・騒音の防止		振動・騒音防止に努めること。				
7 安全対策関係											
(1) 交通安全施設等の指定			☒ ある	☐ ない	一般車両や第三者の安全確保のため、交通誘導員を適切に配置すること。						
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限			☒ ある	☐ ない	施工区間に上水道管(本管)が埋設されており、施工区間と近接していることから、事前に台帳等を確認し、埋設物の位置に留意して施工すること。		必要に応じて、試掘調査の有無を監督職員と協議すること。				
8 排水工関係											
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性			☐ ある	☒ ない							
9 建設副産物対策関係(建設発生土)											
(1) 建設発生土の処理・処分について			本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。								
					処理・処分する場所		処理・処分方法		距 離	制 限 時 間	備 考
					名称	所在地					
(2) 建設発生土	処理・処分	☐ ある	☒ ない						km	時 分 ~ 時 分	
10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)											
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について			下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または廃棄物対策課のHPを参照)。								
					処理・処分する場所		処理・処分方法		距 離	制 限 時 間	
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。											
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	☐ ある	☒ ない					km	時 分 ~ 時 分	
		アスファルト塊	☐ ある	☒ ない					km	時 分 ~ 時 分	
		建設発生木材	☐ ある	☒ ない					km	時 分 ~ 時 分	
		建設汚泥	☐ ある	☒ ない					km	時 分 ~ 時 分	
		その他	☐ ある	☒ ない					km	時 分 ~ 時 分	
(3) 再生材の利用			☐ ある	☒ ない	種類・数量						

11 現場環境改善														
(1)現場環境改善費(率計上)について	☐ ある	☒ ない	本工事は、現場環境改善費(率計上分)を計上している工事である。下表の内容のうち原則として、各計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択し、具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 <table><tr><th>計上費目</th><th>実施する内容(率計上分)</th></tr><tr><td>仮設備関係</td><td>1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減</td></tr><tr><td>営繕関係</td><td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr><tr><td>安全関係</td><td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td></tr></table>		計上費目	実施する内容(率計上分)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献
計上費目	実施する内容(率計上分)													
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減													
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等													
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)													
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献													
(2)避暑(熱中症対策)・避暑対策費について	避暑(熱中症対策)・避暑対策を実施した場合、その費用を設計変更の対象とする。(共通仮設費の現場環境改善費(積み上げ分)として計上)実施に当たっては、対策内容がわかる資料により発注者と協議すること。費用については、注文書及び請求書、またはそれに代わる書類により協議すること。ただし、設計変更の上限額は、土木部標準積算基準書により算出した現場環境改善費(率計上分)の50%とする。 なお、設計変更の対象となる内容は、遮光設備や大型扇風機、製氷機の設置費用など現場の施設や設備に対する対策であり、空調服や経口保水液の購入費用など作業員個人に対する対策は対象外となる。													
(3)快適トイレの設置費について	受注者が快適トイレを設置する場合、その費用を設計変更の対象とします。(共通仮設費(営繕費)の積み上げ分として計上)実施に当たっては、「快適トイレの設置費用に係る積算基準」(事業管理課HP-各種基準)を参照すること。													
12 品質証明														
(1)品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象	☐ ある	☒ ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。											
(2)施工プロセス品質確認チェックリストの対象	☐ ある	☒ ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。											
13 標準的な設計図書による発注方式	☐ ある	☒ ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。											
14 資材関係														
(1)生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。													
(2)購入土	購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。													
(3)宮城県グリーン製品の利用	☐ ある	☒ ない	必須 1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。											
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。	☐ ある	☒ ない	2. 盛土材、埋め戻し材											
	☐ ある	☒ ない	3. その他()											
(4)県内産製品の使用	☐ ある	☒ ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html											
(5)現場吹付法枠工	吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。													
15 設計変更の手続き														
(1)設計変更の手続きについて	設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-1-14～1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。 詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html トップページ＞しごと・産業＞土木・建築・不動産業＞建設業＞設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】													
(2)中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更	1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。 2. 調達検討資材については、受発注者による協議により決定するものとする。 3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。 なお、別途調達経費が必要となる場合は、以下を想定している。 ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合 ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合 ③ 調達検討資材を通常よりも高額な価格で調達した場合 4. 受注者は、本工事で使用した調達検討資材すべての証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。													
16 その他														
(1)舗装の下請制限について	☐ ある	☒ ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。											
(2)「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無	☐ ある	☒ ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。											
(3)三者会議の対象の有無	☐ ある	☒ ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。											
(4)貸与資料の有無	☐ ある	☒ ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料()											
(5)発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	☐ ある	☒ ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者に対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。											
(6)法定外の労災保険の付保について	本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。													
(7)熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	☐ ある	☒ ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。											
(8)盛土規制法について	本工事において、盛土規制法の規制対象となる行為を行う場合は、事前に手続き方法等について発注者と協議すること。 詳細については、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html													

働き方改革・生産性向上に関する事項

項目	条件	内容
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無		
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	○対象 ●対象外	1. 下記①, ②, ③に該当する工事のうち、発注者が適用対象とした工事が対象となる。 ① 一定の箇所にICT建設機械で施工可能な土工数量1,000m3以上ある工事 ② 一定の箇所にICT建設機械で施工可能な新設する路盤数量又は切削面積3,000m2以上ある工事 ③ ICT土工、ICT舗装工以外の工種で「ICT活用工事実施要領」(国土交通省)が定められている工種を含む工事 2. 活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 3. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係らず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画(技術提案等(いわゆる作文))の評価対象外とする。※簡易型(施工計画型)、標準型(施工計画型)、標準型(技術提案型)、高度型、技術提案チャレンジ型、簡易型(施工計画型・試行型)の場合 なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。 4. 設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとし、受発注者協議により決定した技術を設計変更の対象とする。なお、受発注者協議により、活用提案を実施しないこととなった場合、「ICT施工・3次元化等の活用提案」は履行されたものとして取り扱い、履行確認を行う。
18 BIM/CIMの活用の有無		
(1)BIM/CIM活用工事の対象	○対象 ●対象外	1.本工事は、BIM/CIM活用工事の対象工事である。実施にあたっては「BIM/CIM適用工事実施要領」に基づき行うこと。 2.BIM/CIM適用工事実施要領を適用する工事で、発注方法に総合評価落札方式の簡易型(施工計画型)、標準型(施工計画型)、標準型(技術提案型)、高度型、技術提案チャレンジ型、簡易型(施工計画型・試行型)を適用する工事は「施工計画等」や「技術提案等」(いわゆる作文)に関する評価項目において、BIM/CIMに関する提案を評価の対象外とする。
(2)BIM/CIM活用工事の発注型式	○発注者指定型 ○発注者希望型 ●対象外	【発注者指定型】(記載例) 前段階で作成した3次元モデルは以下のとおりである。(前段階で作成した3次元モデルが存在する場合に記載) 作成した3次元モデル:地形モデル、構造物モデル 3次元モデルの詳細度:200程度 3次元モデルに付与した属性情報:部材名称、部材寸法 想定する活用目的、活用内容等は以下のとおりである。 活用目的:住民説明において、3次元モデルによりわかりやすく事業計画を説明することにより、円滑かつ確実に合意形成を図ることを目的とする。 活用内容:本事業の住民説明においては、事業計画のフェーズに沿った現道切り回しの状況を説明し、工事開始後の生活上の支障等を確実に伝達する必要があることから、各フェーズにおける状況を3次元モデルにより表現する。 作成する3次元モデル:地形モデル、土工形状モデル、構造物モデル 3次元モデルの詳細度:200程度 3次元モデルに付与する属性情報:部材名称、部材寸法 費用については、受発注者で協議し、発注者が活用効果等を確認のうえ、計上する。 なお、上記以外の内容における3次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することが可能である。 【受注者希望型】(記載例) 前段階で作成した3次元モデルは以下のとおりである。(前段階で作成した3次元モデルが存在する場合に記載) 作成した3次元モデル:地形モデル、構造物モデル 3次元モデルの詳細度:200程度 3次元モデルに付与した属性情報:部材名称、部材寸法 BIM/CIMの活用を希望する場合は、工事受注後、監督職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。 費用については、受発注者で協議し、発注者が活用効果等を確認のうえ、計上する。
19 業務効率化		
(1)工事情報共有システムの活用	●対象 ○対象外	本工事は、情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事中手時に別途定める「事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム実施要領」及び「土木工事・業務の情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	○あり ●なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタンス等の推進		本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)
(4)遠隔書類検査の実施		出納局検査課の専門検査員が行う中間検査及び完成検査について、受注者の希望に応じて遠隔書類検査を実施しているため、希望する場合は、下記事項に留意の上、監督員に申し出ること。 なお、国土交通省の「遠隔現場による工事検査に関する実施要領(案)」を踏まえ、実地検査は対象としていない。 〔留意事項〕 ・工事書類の大部分が電子化されていることが望ましい。 ・遠隔現場に係る環境は受注者が整えること。 ・遠隔書類検査と実地検査は分離して実施するため、基本的に別の日程となる。
20 週休2日工事の適用の有無		
(1)週休2日工事	○対象 ●実施困難工事	1. 週休2日対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき、行うこととする。 なお、週休2日工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。 実施困難工事の理由 実作業期間が7日未満の計画であるため。
(2)週休2日工事の種別	●現場開所型 ○交替制	現場開所型:巡回・ストロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を開所する。 交 替 制:現場開所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
(3)週休2日工事の区分		当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組み、達成した場合は、積算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。
21 女性活躍推進工事の適用の有無		
(1)女性活躍推進工事		実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
22 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無		
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	○対象 ●対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「下請承認事務簡素化モデル工事」実施要領に基づき、行うこととする。

東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件	内 容	施 行 方 法	備 考
23 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1)労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。))について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 9.45% 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 1.22% 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。	
(2)労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。	
24 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある	●ない	下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。	受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。 1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積り書 6 その他、必要と思われる事項
25 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1)施工箇所が点在する工事積算方法の対象工事	○ある	●ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。
26 その他				
(1)土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある	●ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。 ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。	
(2)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある	●ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1	

特記事項

1 追加事項1			
(1) 追加 設計図書と現地調査の相違点について	着手前測量等において、本設計図書との相違点が確認された場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、対応を検討し書面で協議すること。		
(2) 追加 工事実績情報システム(コリンズ)登録	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、登録申請を行うこと。		
(3) 追加 その他	本仕様書および特記仕様書等で疑義が生じた場合は、直ちに監督職員と協議するものとし、打合せ・協議・承諾・指示等の内容はすべて書面(工事打合せ簿等)で行うこと。		
(4) 追加			
(5) 追加			
2 追加事項2			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
3 追加事項3			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
4 追加事項4			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
5 追加事項5			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
6 追加事項6			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
7 追加事項7			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			

工事名	資管工 令和8年度 公共下水道（古川）大幡地内管渠築造に伴うマンホールポンプ設置工事				事業区分 工事区分	下水道工事 マンホールポンプ設備工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
本工事費							
		式	1				
ポンプ設備工							
		式	1				
機器費							
		式	1				
汚水用水中ポンプ	ノンクログ型 φ100×1.086m ³ /min×8.9m×3.7kw						
		台	2				
ポンプ台版（予旋回槽）	φ1500 3号マンホール用 FRP樹脂						
		基	1				
据付工事原価						直接工事費＋間接工事費	
		式	1				
直接工事費							
		式	1				
輸送費							
		式	1				
輸送費	小型車（2tクラス） 輸送距離 L=441.0km						
		式	1				
材料費							
		式	1				
直接材料費							内 1号
		式	1				
補助材料費						直接材料費× %	
		式	1				

工事名	資管工 令和8年度 公共下水道（古川）大幡地内管渠築造に伴うマンホールポンプ設置工事				事業区分 工事区分	下水道工事 マンホールポンプ設備工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
労務費							
		式	1				
一般労務費							内 2号
		式	1				
機械設備据付労務費							内 3号
		式	1				
複合工費							
		式	1				
複合工							内 4号
		式	1				
直接経費							
		式	1				
機械経費（積上げ）							内 5号
		式	1				
機械経費（率）						労務費× %	
		式	1				
仮設費							
		式	1				
仮設費（率）						（機器費＋直接工事費（当該仮設費除く）） × %	
		式	1				
間接工事費							
		式	1				
共通仮設費							
		式	1				
共通仮設費（率）						直接工事費× %	
		式	1				

工事名	資管工 令和8年度 公共下水道（古川）大幡地内管渠築造に伴うマンホールポンプ設置工事				事業区分 工事区分	下水道工事 マンホールポンプ設備工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
安全費							内 6号
		式	1				
現場管理費						(直接工事費＋共通仮設費) × %	
		式	1				
据付間接費						機械設備据付労務費 × %	
		式	1				
設計技術費							
		式	1				
設計技術費						(機器費＋据付工事原価) × %	
		式	1				
工事原価						(機器費＋据付工事原価＋設計技術費)	
		式	1				
一般管理費							
		式	1				
一般管理費等						工事原価 × %	
		式	1				
機械設備工事価格						(工事原価＋一般管理費等)	
		式	1				

工事名	資管工 令和8年度 公共下水道（古川）大幡地内管渠築造に伴うマンホールポンプ設置工事					事業区分 工事区分	下水道工事 マンホールポンプ設備工事
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
本工事費							
		式	1				
電気設備工							
		式	1				
機器費							
		式	1				
ポンプ制御盤	鋼板製屋外装柱型 非常通報装置含む						
		面	1				
引込開閉器盤	3.7kw用 ステンレス鋼板製 屋外装柱型						
		面	1				
投込圧力式水位計	変換器含む 付属ケーブル20m						
		式	1				
転倒式水位計	フロート式レベルスイッチ 付属ケーブル20m						
		個	1				
据付工事原価						直接工事費＋間接工事費	
		式	1				
直接工事費							
		式	1				
材料費							
		式	1				
直接材料費							内 7号
		式	1				

工事名	資管工 令和8年度 公共下水道（古川）大幡地内管渠築造に伴うマンホールポンプ設置工事					事業区分 工事区分	下水道工事 マンホールポンプ設備工事
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
補助材料費						直接材料費× %	
		式	1				
労務費							
		式	1				
一般労務費							内 8号
		式	1				
技術労務費							内 9号
		式	1				
複合工費							
		式	1				
複合工							内 10号
		式	1				
直接経費							
		式	1				
機械経費（率）						労務費(技術労務費を除く)× %	
		式	1				
仮設費							
		式	1				
仮設費（率）						直接工事費（当該仮設費除く）× %	
		式	1				
間接工事費							
		式	1				
共通仮設費							
		式	1				

工事名	資管工 令和8年度 公共下水道（古川）大幡地内管渠築造に伴うマンホールポンプ設置工事				事業区分 工事区分	下水道工事 マンホールポンプ設備工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費（率）						直接工事費× %	
		式	1				
安全費							内 6号
		式	1				
現場管理費						（直接工事費＋共通仮設費）× %	
		式	1				
据付間接費						据付（技術者）間接費＋据付（機器）間接費	
		式	1				
設計技術費							
		式	1				
設計技術費						（機器費＋据付工事原価）× %	
		式	1				
工事原価						（据付工事原価＋設計技術費）	
		式	1				
一般管理費							
		式	1				
一般管理費等						工事原価× %	
		式	1				
電気設備工事価格						（工事原価＋機器費＋一般管理費等）	
		式	1				

[illegible]

一式当り内訳書

単価使用年月日	2026.08
歩掛摘要年月日	2026.08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	直接材料費		単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
逆止弁（ボール式）	φ 100	個	2						
止水弁（ボール式）	φ 100	個	2						
空気抜弁	φ 25	個	2						
ステンレス鋼管	SUS304 TP20S 25A	m	0.88						
ステンレス鋼管	SUS304 TP20S 100A	m	7.50						
ステンレス鋼管	SUS304 TP20S 150A	m	2.40						
ゴム可とう管	150A×500L（100mm偏心）	個	1						
配管サポート	3号用 SUS製	組	1						
流入バップル	φ 200用 × 1200L × SUS	組	1						
流入バップル	φ 200用 × 2200L × SUS	組	1						
流入バップル	φ 200用 × 2650L × SUS	組	1						
流入バップル	φ 200用 × 1850L × SUS	組	1						
中間ステージ	3号人孔（Φ1500）用 FRP製	組	1						
付属材料費	管継手、接合材料（ステンレス鋼管）	式	1						
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2026.08
歩掛摘要年月日	2026.08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	一般労務費		単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
普通作業員									
		人							
配管工									
		人							
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2026.08
歩掛摘要年月日	2026.08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 3号	設備据付労務費		単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
機械設備据付工									
		人							
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2026.08
歩掛摘要年月日	2026.08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 4号	複合工		単位	式	数量	1			
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
コンクリート	無筋・鉄筋構造物，人力打設，18-8-40-60%， 一般養生，無し，全ての費用								予旋回槽の控除体積
		m3	0.47						V=0.007m3
モルタル金ごて仕上げ	特殊，普通								単 1号
		m2	1.53						
コンクリート削孔 (コンクリート削孔機)	180mm以上200mm以下，50mm以上200mm未満								削孔径 φ 200mm
		孔	1						壁厚t=150mm
グラウト注入 (アンカー)									モルタル充填工 (圧送管)
		m3	0.002						N=1孔
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2026.08
歩掛摘要年月日	2026.08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 5号	機械経費（積上げ）		単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
トラック（クレーン装置付）	2t車 2.9t吊								
		日	1						
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2026.08
歩掛摘要年月日	2026.08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 6号	安全費		単位	式	数量	1			
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B									
		人							
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2026.08
歩掛摘要年月日	2026.08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 7号	直接材料費		単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
ケーブル・電線		式	1					内 11号	
電線管		式	1					内 12号	
電柱・接地材料		式	1					内 13号	
ケーブル・電線類付属材料	ケーブル・電線材料費×0.015	式	1						
電線管類付属材料	電線管類付属材料×1.25	式	1						
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2026.08
歩掛摘要年月日	2026.08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 8号	一般労務費		単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
電工									
		人							
普通作業員									
		人							
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2026.08
歩掛摘要年月日	2026.08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 9号	技術労務費		単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
技術者									
		人							
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2026.08
歩掛摘要年月日	2026.08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 10号	複合工			単位	式	数量	1			
名称・規格		条件		単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
コンクリート削孔 (コンクリート削孔機)		100mm以上110mm未満, 50mm以上200mm未満								FEP管 φ 50 削孔径 φ 100, 壁厚t=150
				孔	2					
コンクリート削孔 (コンクリート削孔機)		64mm以上77mm未満, 50mm以上200mm未満								FEP管 φ 30 削孔径 φ 75, 壁厚t=150
				孔	1					
グラウト注入 (アンカー)										モルタル充填工 (電線管) N=3孔
				m3	0.002					
合計										

一式当り内訳書

単価使用年月日	2026.08
歩掛摘要年月日	2026.08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 11号	ケーブル・電線		単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
ケーブル	600V VVR 5.5m2 × 3C								
		m	9.02						
ケーブル	600V VVR 5.5m2 × 2C								
		m	8.58						
ビニル絶縁電線	600V IV 5.5mm2								
		m	5.22						
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2026.08
歩掛摘要年月日	2026.08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 12号	電線管		単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
波付硬質ポリエチレン管	FEP φ 30mm								
		m	12.32						
波付硬質ポリエチレン管	FEP φ 50mm								
		m	24.64						
ポリエチレンライニング鋼管	PE φ 22 (ねじなし)								
		m	5.28						
ポリエチレンライニング鋼管	PE φ 28 (ねじなし)								
		m	6.55						
ポリエチレンライニング鋼管	PE φ 42 (ねじなし)								
		m	1.65						
硬質ビニル電線管	VE Φ 16								
		m	1.92						
金属製可とう電線管	Φ 30 ビニル被覆								
		m	2.20						
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2026. 08
歩掛摘要年月日	2026. 08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 13号	電柱・接地材料		単位	式	数量	1			
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
連結式接地棒	Φ14mm × L1500								
		本	1						
接地棒用リード端子	Φ14mm 用								
		本	1						
隣地極埋設表示板	国交省型 140×90×1.0t 以上								
		枚	1						
埋設表示シート	W=150 2倍								
		m	10						
水位計フック	SUS製								
		組	1						
コンクリート柱	8m 末口14cm 2.0KN								
		本	1						
自在バンド	IBT-212								
		個	5						
コンクリート根かせ	A型 1000×170×140								
		個	1						
足場ボルト	コンクリートポール用								
		本	8						
ステーブロック	2号用 600×300								
		組	1						

一式当り内訳書

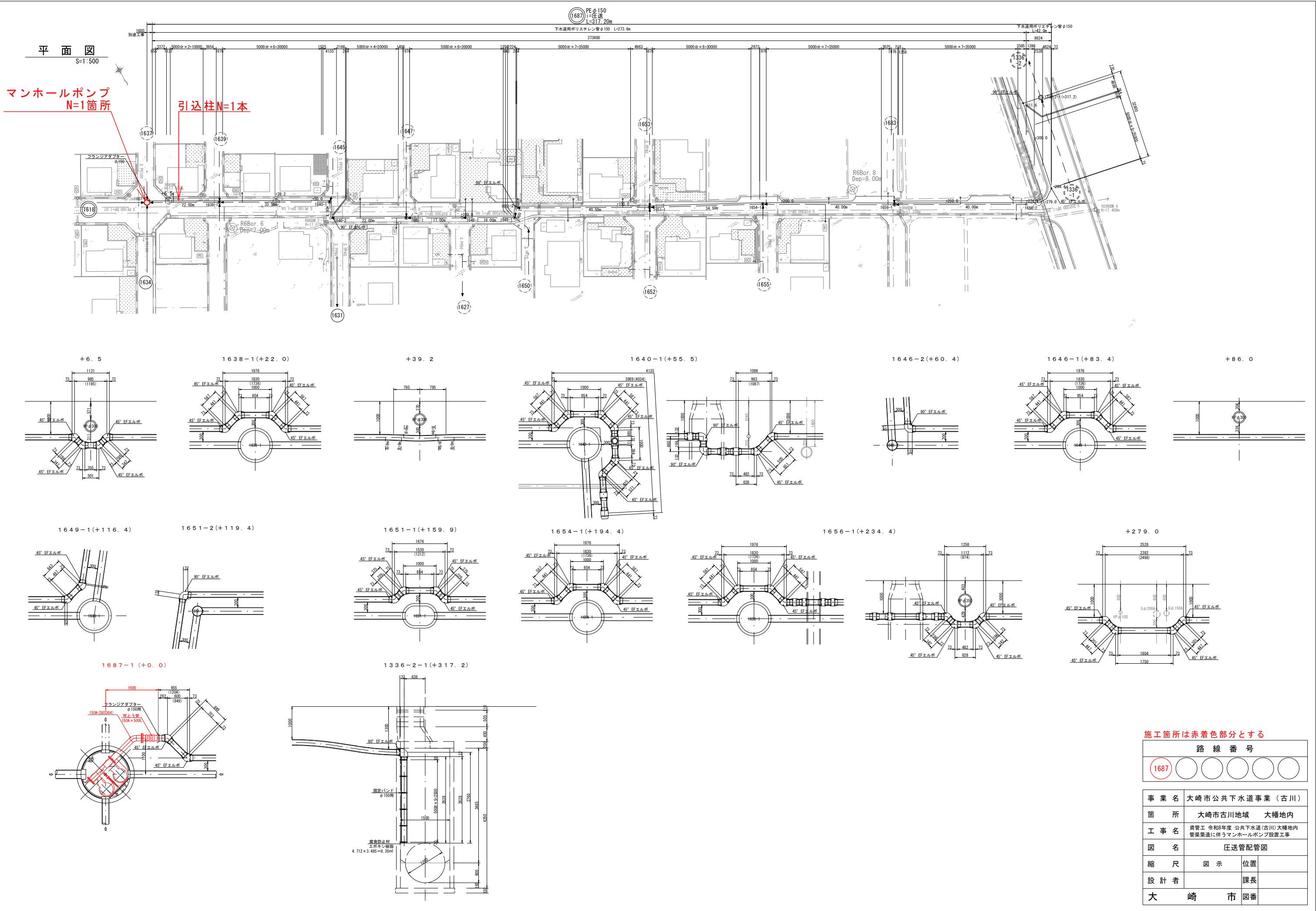
単価使用年月日	2026.08
歩掛摘要年月日	2026.08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 13号	電柱・接地材料		単位	式	数量	1			
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
玉がいし	100×100								
		個	1						
支線	38° 亜鉛メッキ鋼より線								
		m	10						
支線ガード	2.0m 虎印								
		本	1						
支線バンド	3BD-HD-12								
		個	1						
巻付グリップ	38mm2 玉がいし用								
		個	4						
合計									

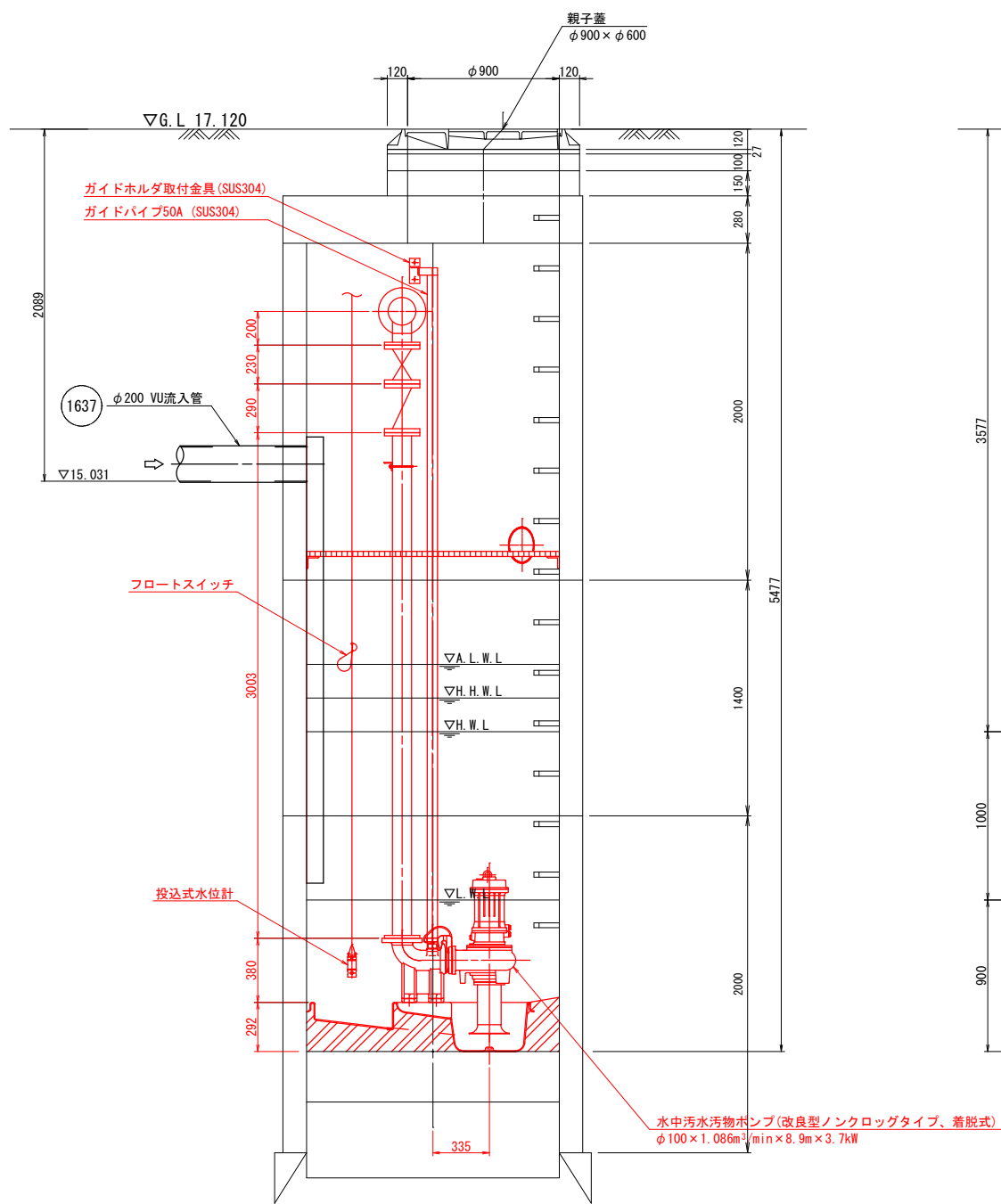
1次単価表

単価使用年月日	2026. 08
歩掛摘要年月日	2026. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

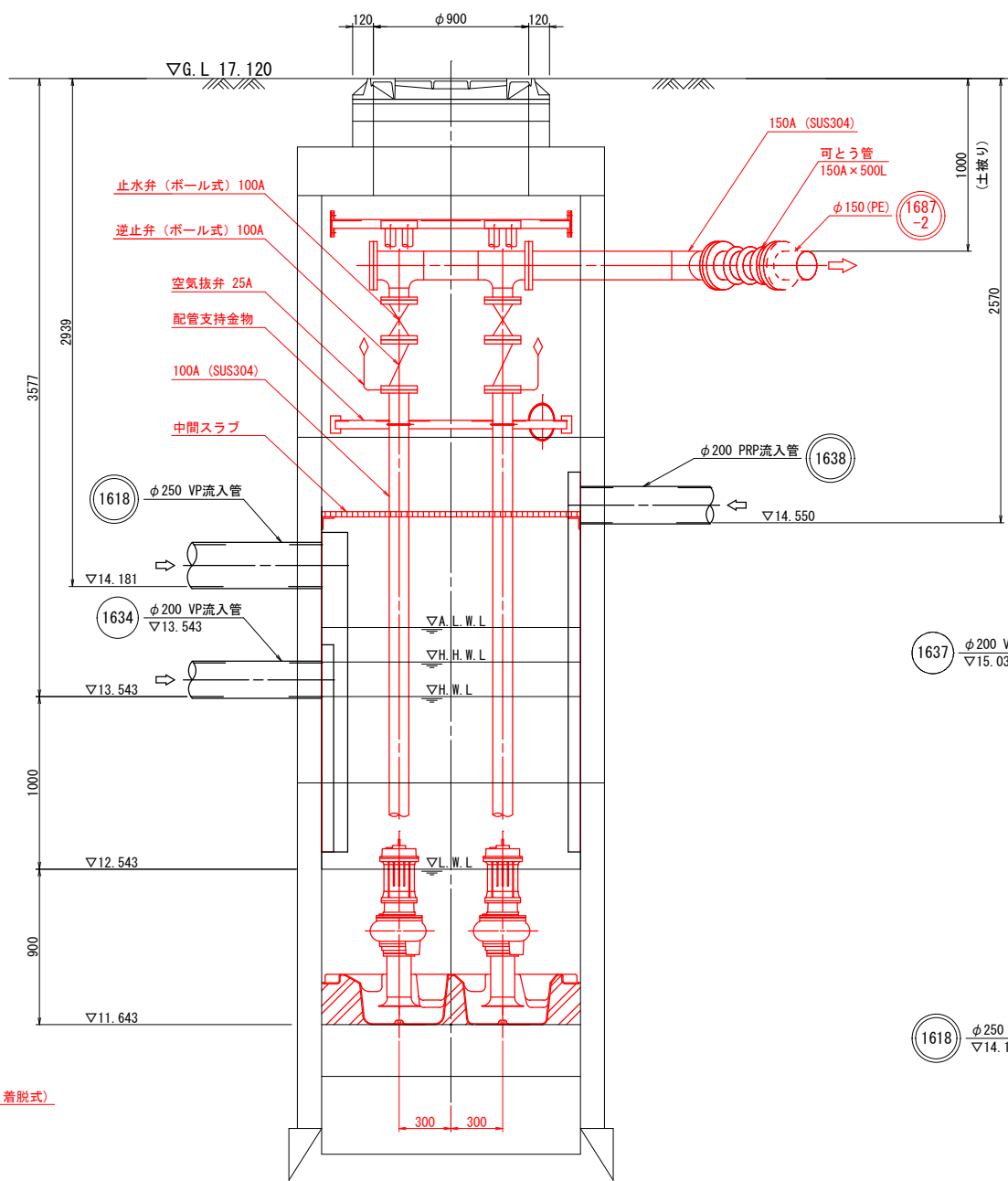
単 1号	モルタル金ごて仕上げ	特殊, 高炉	単位	m2	単位数量	1	単価
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
左官							
			人				
普通作業員							
			人				
モルタル練		高炉, 全ての費用					
			m3	0. 02			
諸雑費(まるめ)							
			式	1			
合計							
単価							円/m2



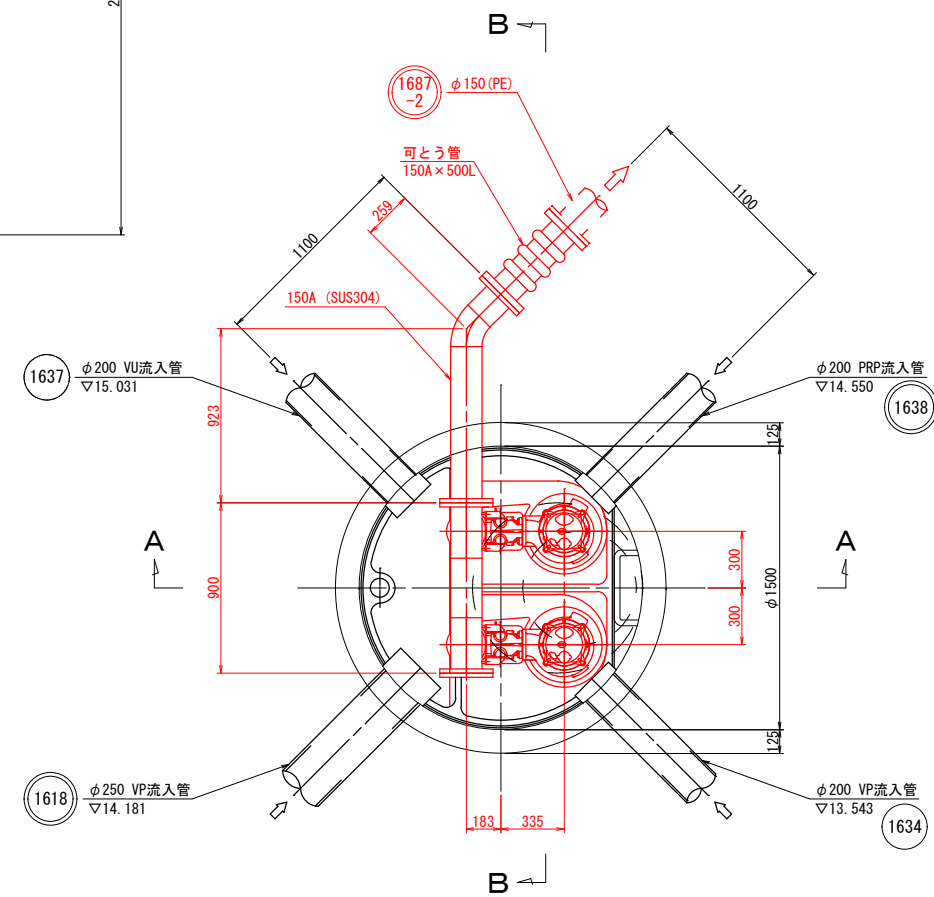
参考図



A-A断面図 S=1:20

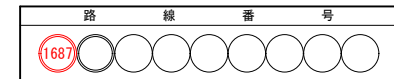


B-B断面図 S=1:20



平面図 S=1:20

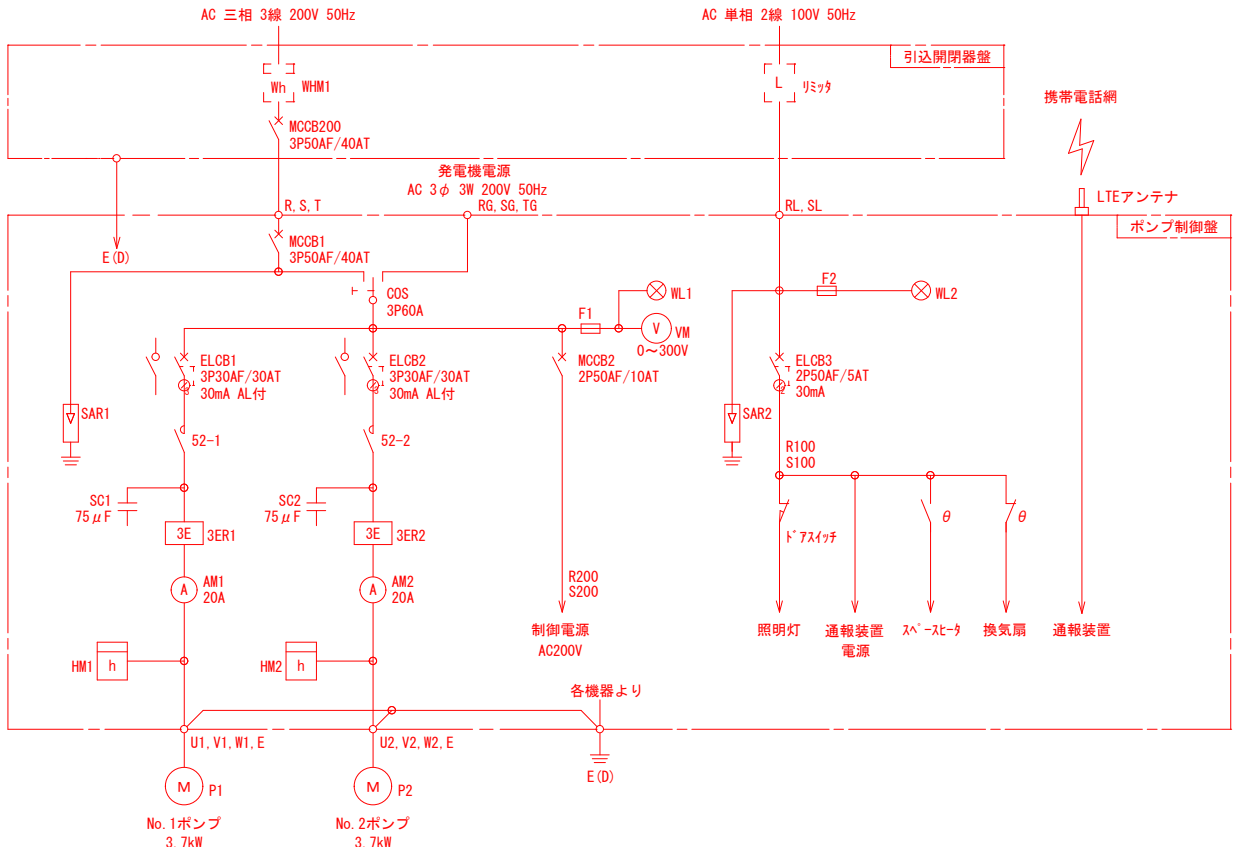
施工箇所は赤着色部分とする



事業名	大崎市公共下水道事業（古川）		
箇所	大崎市古川地域	大幅地内	
工事名	管工 令和8年度 公共下水道（古川）大幅地内 管渠築造に伴うマンホールポンプ設置工事		
図名	機械設備図（参考図）		
縮尺	図示	位置	
設計者		建設課長	
大崎市	図番		

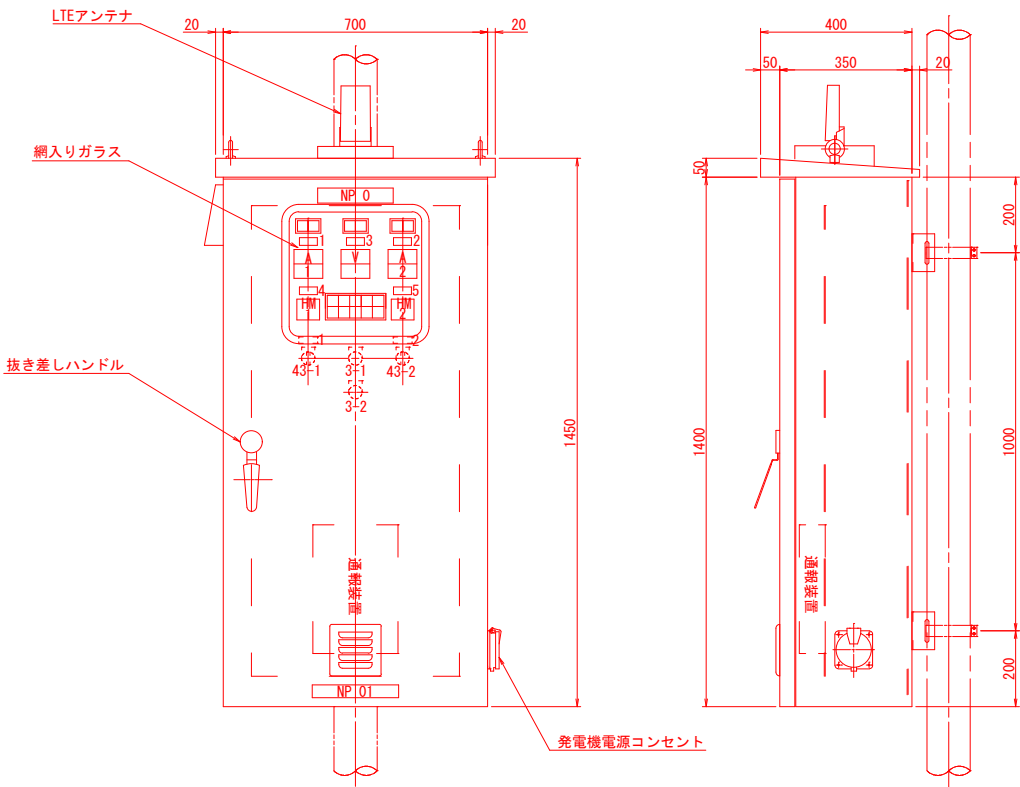
参考図

単線結線図



記号	名 称
MCCB	配線用遮断器
ELCB	漏電遮断器
WL	表示灯
VM	交流電圧計
AM	交流電流計
52	電磁接触器
3ER	3Eリレー
SC	進相コンデンサー
F	ヒューズ
HM	運転時間計
COS	切替開閉器
SAR	避雷器
WHM	電力量計
P	ポンプ
E(D)	D種接地
M	電動機

ポンプ制御盤



記号表

記 号	銘 称
V	電圧計
A	電流計
43-1, 2	手動-切-自動
3-1	ランプテスト
3-2	故障復帰

ネームプレート表

NP No.	銘 称
0	ポンプ場名称銘板
1	No. 1ポンプ
2	No. 2ポンプ
3	操作電源
4	No. 1運転時間計
5	No. 2運転時間計
01	社名板

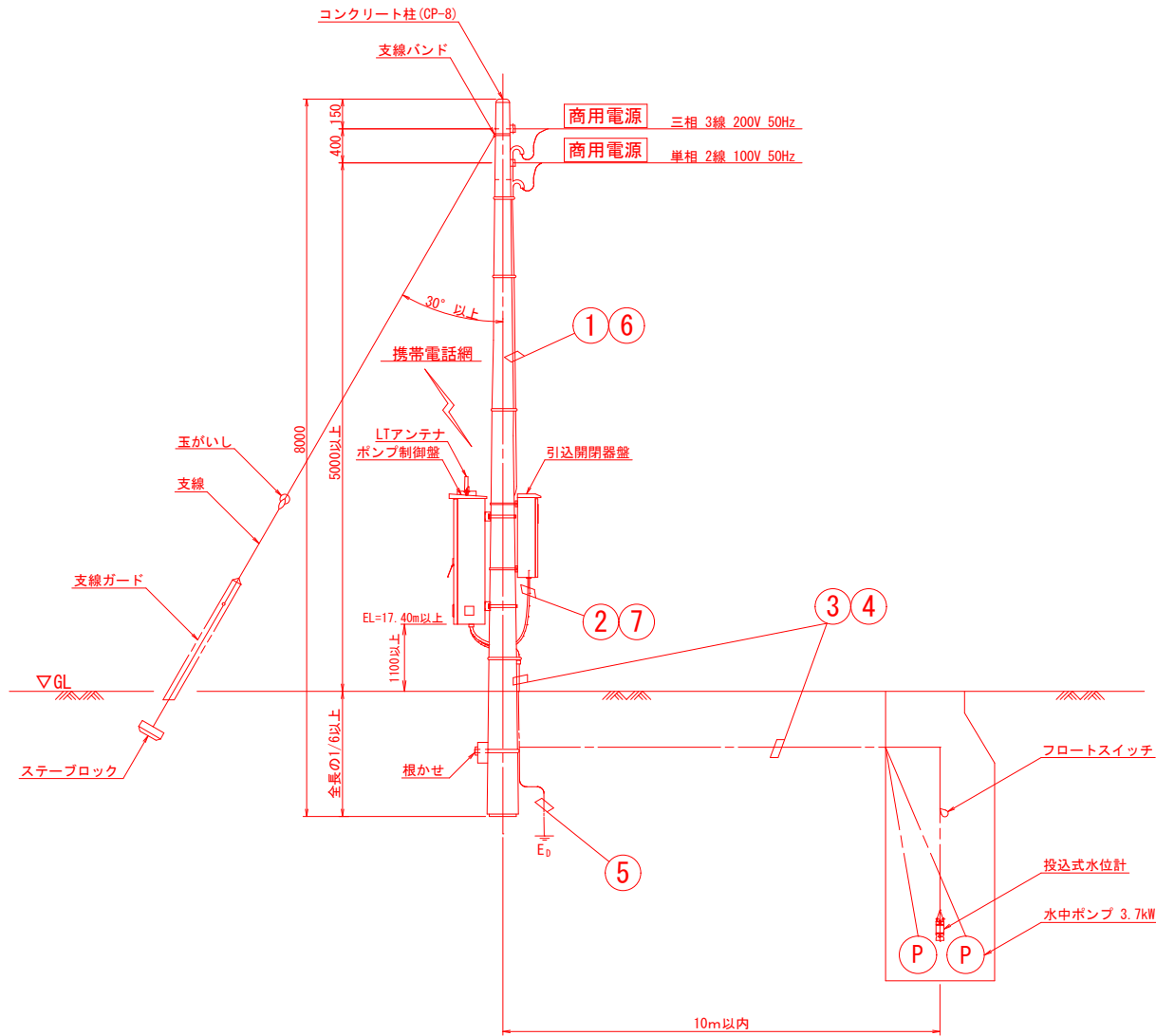
表示灯 1

No. 1 ポンプ 運転	No. 1 ポンプ 停止	200V 受電	100V 受電	No. 2 ポンプ 運転	No. 2 ポンプ 停止
--------------------	--------------------	------------	------------	--------------------	--------------------

表示灯 2

No. 1 ポンプ 過負荷	No. 1 ポンプ 漏電	No. 1 ポンプ 浸水	No. 1 ポンプ 過熱	異常 高水位
No. 2 ポンプ 過負荷	No. 2 ポンプ 漏電	No. 2 ポンプ 浸水	No. 2 ポンプ 過熱	水位計 故障

動力引込図及び動力配線図



配 線 表

No.	自	至	電 線	電 線 管	
				露 出	埋 設
①	動力引込点 (200V)	引込開閉器盤	VVR5. 5mm ² × 3心 × 1	PE28	――
②	引込開閉器盤 (200V)	ポンプ制御盤	VVR5. 5mm ² × 3心 × 1	金属製可とう電線管φ30	――
③	ポンプ制御盤	No. 1ポンプ	動力 VCT2. 0mm ² × 4心 × 1	PE42	FEP50
			浸水 2PNC2mm ² × 1心 × 1		
		No. 2ポンプ	過熱 2PNC1. 25mm ² × 2心 × 1	PE42	FEP50
			動力 VCT2. 0mm ² × 4心 × 1		
④	ポンプ制御盤	投込式水位計	2PNC2mm ² × 1心 × 1	PE42	FEP50
		フロートスイッチ	2PNC1. 25mm ² × 2心 × 1		
⑤	ポンプ制御盤	投込式水位計	専用ケーブル × 1	PE28	FEP30
⑥	ポンプ制御盤	接地棒 (動力)	VCTFK0. 75mm ² × 3心 × 1	PE28	FEP30
⑦	動力引込点 (100V)	引込開閉器盤	IV5. 5mm ² × 2心 × 1	VE16	VE16
⑧	引込開閉器盤 (100V)	ポンプ制御盤	VVR5. 5mm ² × 2心 × 1	PE22	――
⑨			IV5. 5mm ² × 1	金属製可とう電線管φ30	――

施工箇所は赤着色部分とする

路 線 番 号
1687

事業名	大崎市公共下水道事業（古川）		
箇所	大崎市古川地域 大幡地内		
工事名	資管工 令和8年度 公共下水道（古川）大幡地内 管渠築造に伴うマンホールポンプ設置工事		
図名	電気設備図（参考図）		
縮尺	図示	位置	
設計者		建設課長	
大 崎 市	図番		